平成２１年（フ）第７４１号
兵庫県三田市志手原881番地
債務者　山門　章人
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７９３号
神戸市垂水区瑞穂通５番25号、従前の住所兵庫県加古川市平岡町土山２番地の80
債務者　柳　　雄一
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８４２号
神戸市兵庫区下祇園町17番２号、前住所神戸市東灘区本山北町６丁目17番45―205号
債務者　政野進一郎
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８８号
兵庫県川西市寺畑２丁目２番３号111、前住所兵庫県宝塚市山本南２丁目９番13―302号
債務者　佐野まゆみ
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第８９号
兵庫県川西市寺畑２丁目２番３号111、前住所兵庫県宝塚市山本南２丁目９番13―302号
債務者　佐野　　亮
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第６３号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字田後136番地５
債務者　横川　　実（旧姓常峰）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第１１５号
鳥取県米子市夜見町2993番地33
債務者　来海　昭子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１２０号
鳥取県米子市西福原８丁目14番14―503号
債務者　山根　和栄
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１２３号
鳥取県米子市淀江町中間291番地27
債務者　山根　良成
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１３５号
鳥取県西伯郡大山町高田1228番地46
債務者　岡本　浩文
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第６９号
広島県三原市明神５丁目４番24号
債務者　遠藤　賢一
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第９０号
広島県三原市宮浦４丁目１番19号　マーベラス宮浦203
債務者　中田　美之
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第９２号
広島県三原市宮沖５丁目７番17号
債務者　平賀まゆみ
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第４０６号
愛媛県松山市末広町12番地６
債務者　西野　　学
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５７号
愛媛県宇和島市宇和津町１丁目４番18号　冨士マンション５号
債務者　平井　国定
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月６日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第８２号
宮城県角田市横倉字今谷３番地１―18号
債務者　片岡　成人
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２０年（フ）第５６７号
秋田市太平寺庭字寺庭90番地
債務者　佐藤　光夫
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４６号
秋田市東通６丁目６番７号
債務者　畑澤真理子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部